

## 第一審判決文の章題

- 主文**
- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 事実及び理由 p1

#### 第1 請求 (1～2)

#### 第2 事案の概要

- 1 前提事実 p2
  - (1) 当事者等 (ア～イ) p2
  - (2) 原告ら宅と被告宅との位置関係 p2
  - (3) 原告らが「受動喫煙証」「化学物質過敏症」などと診断されたこと (ア～ウ)
- 2 争点 p3
  - (1) 不法行為の有無 (4点) p3
  - (2) 損害額 p3
- 3 争点に関する当事者の主張 p3
  - (1) 争点①に関する主張 p3
    - (原告らの主張) ア～エ p3
    - (被告の主張) ア～ウ p4
  - (2) 争点②に関する主張 p5
    - (原告らの主張) ア～ウ p5
    - (被告の主張) p5

#### 第3 争点に対する判断

- 1 認定事実 p6

証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

  - (1) 原告ら宅、被告宅の間取り等 (ア～イ) p6
  - (2) 被告の喫煙歴、喫煙量、喫煙場所等 (ア～イ) p6
  - (3) 原告らの受診及びその結果等 (ア～ウ) p6
  - (4) 「受動喫煙証」「化学物質過敏症」について (ア～イ) p8
- 2 争点①について p10
  - (1) ……被告宅からの副流煙の排出量がどれほどの量であるのかを認めるに足りる的確な証拠は全くない。 p10
  - (2) ……被告の喫煙を原因として、原告らに健康被害を生じたと認定できるかどうか、以下検討する。(ア～エ) p11
  - (3) ……不法行為に該当するとは認められない。 P13

#### 第4 結論 p13